

都市緑地法等の一部を改正する法律案要綱

第一 都市緑地法の一部改正

一 国土交通大臣が定める基本方針

1 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項
- (3) 緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- (4) 都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の二の一の広域計画の策定に関する基本的な事項

- (5) 市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の三の一の基本計画の策定に関する基本的な事項

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項

(第三条の二関係)

二 都道府県が定める広域計画

1 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定めることができるものとする。

2 広域計画においては、緑地の保全及び緑化の目標、都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項等を定めるものとする。

(第三条の三関係)

三 市町村が定める基本計画

1 市町村が定めることができる当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本方針に基づき、広域計画を勘案して定めるもの等とすること。

2 基本計画の記載事項に、特別緑地保全地区内における緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であって高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの（以下「機能維持増進事業」という。）の実施の方針等を追加するものとする。

3 2の実施の方針に、市町村又は六の1の都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）が特別緑地保全地区内の土地において行う機能維持増進事業に関する事項を定めることができるものとする。

（第四条関係）

4 基本計画において定められた特別緑地保全地区内の土地における2の実施の方針に従って行う行為については、特別緑地保全地区における行為の制限の対象外とするものとする。

（第十四条第九項関係）

四 都市緑化支援機構による特定緑地保全業務

1 都道府県（市の区域内にあつては当該市。以下「都道府県等」という。）は、特別緑地保全地区内の土地の所有者から当該土地の買入れの申出があつた場合において、必要があると認めるときは、支援機構に対し、六の1の(1)から(4)までに掲げる業務（以下「特定緑地保全業務」という。）を行うことを要請することができるものとする。

2 支援機構は、1の要請に係る土地が一定の基準に該当すると認めるときは、当該要請をした都道府県等に対し、特定緑地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

3 2の通知をした支援機構及び2の都道府県等は、特定緑地保全業務の実施のための協定（以下「業務実施協定」という。）を締結するものとする。

4 支援機構は、業務実施協定の内容に従って、特定緑地保全業務を行うものとする。

（第十七条の二関係）

五 機能維持増進事業の実施に係る都市計画に関する特例

1 市町村が三の2の実施の方針を定めた基本計画を公表した場合において、当該市町村が都市計画に特別緑地保全地区内の土地を都市施設である緑地として定めるときについては、都市計画の決定等に係る手続の一部を要しないもの等とすること。

（第十九条の二関係）

2 市町村は、三の3の事項として、1により都市計画に定められた緑地の整備に関する事業の施行について都市計画事業の認可に関する事項を定めることができるものとし、当該事項が定められた基本計画が公表されたときは、当該事業を実施する市町村又は支援機構に対する都市計画事業の認可があったものとみなすものとする。

（第十九条の三関係）

六 都市緑化支援機構の指定

1 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次に掲げる業務（以下「支援業務」という。）に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、都市緑化支援機構として指定することができるものとする。

(1) 四の1の都道府県等の要請に基づき、特別緑地保全地区内の土地を買い入れること。

(2) (1)の買入れに係る土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。

(3) (1)の買入れに係る土地の管理を行うこと。

(4) 一定の期間内において都道府県等への(1)の買入れに係る土地の譲渡を行うこと。

(5) 七の4の認定事業者に対し、七の2の緑地確保事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

(6) 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報の収集及び提供、必要な助言及び指導、調査等を行うこと。

(7) (1)から(6)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
(第六十九条及び第七十条関係)

2 支援機構は、特定緑地保全業務に関する規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする。こと。
(第七十一条関係)

3 国土交通大臣は、支援業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、支援機構に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができるとすること。
(第七十八条関係)

4 国土交通大臣は、支援機構が一定の要件に該当するときは、その指定を取り消すもの等とすること。
(第七十九条関係)

七 優良緑地確保計画の認定

1 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るために緑地確保事業者（その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する指針（以下「緑地確保指針」という。）を定めるものとする。こと。
(第八十七条関係)

2 緑地確保事業者は、その実施する都市における緑地の確保のための取組（以下「緑地確保事業」という。）に関する計画（以下「優良緑地確保計画」という。）を作成し、当該優良緑地確保計画が緑

地確保指針に適合するものである旨の国土交通大臣の認定を申請することができ、国土交通大臣は、その旨を認めるときはその認定をするものとする。

3 国土交通大臣は、2の認定のための審査に当たっては、その申請に係る優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性についての技術的な調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

（第八十八条関係）

4 国土交通大臣は、2の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が計画に従って緑地確保事業を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ、認定事業者が当該命令に違反したときは、認定を取り消すことができるものとする。

（第九十一条関係）

5 都市再生推進法人は、認定事業者に対し、当該認定事業者が実施する緑地確保事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うことができるものとする。

（第九十四条関係）

1 国土交通大臣は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に調査の全部又は一部を行わせることができるものとする事。 （第九十五条関係）

2 登録調査機関は、調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならないものとする事。 （第一百条関係）

3 登録調査機関は、調査の業務に関する規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする事。 （第一百二条関係）

4 国土交通大臣は、登録調査機関に対し、調査を行うべきこと又は業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする事。 （第一百九条関係）

5 国土交通大臣は、登録調査機関が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消さなければならぬもの等とすること。 （第一百十条関係）

九 罰則について、所要の規定を設けるものとする事。

（第一百五十五条、第一百七十七条及び第二百二十条関係）

十 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正

一 国土交通大臣が定める歴史的風土の保存に関する計画の記載事項に、歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）内における機能維持増進事業の実施の方針を追加するものとする。

（第五条関係）

二 都市緑化支援機構による特定土地保全業務

1 府県は、特別保存地区内の土地の所有者から当該土地の買入れの申出があつた場合において、必要があると認めるときは、支援機構に対し、三の業務（以下「特定土地保全業務」という。）を行うことを要請することができるものとする。

2 支援機構は、1の要請に係る土地が一定の基準に該当すると認めるときは、当該要請をした府県に対し、特定土地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

3 2の通知をした支援機構及び2の府県は、特定土地保全業務の実施のための協定（以下「土地保全業務実施協定」という。）を締結するものとする。

4 支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、特定土地保全業務を行うものとする。

(第十三条関係)

三 支援機構は、支援業務のほか、次に掲げる業務を行うことができるものとする。

1 二の1の府県の要請に基づき、特別保存地区内の土地を買い入れること。

2 1の買入れに係る土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。

3 1の買入れに係る土地の管理を行うこと。

4 一定の期間内において府県への1の買入れに係る土地の譲渡を行うこと。

5 1から4までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(第十四条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第三 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

一 国は、支援機構に対し、第一の六の1の(1)、(2)及び(5)並びに第二の三の1及び2の業務に要する資金を貸し付けることができるものとする。

(第一条第九項関係)

二 一の貸付金は無利子とするものとする。

(第二条第二項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 都市計画法の一部改正

一 都市計画区域について定められる都市計画は、都市における自然的環境の整備又は保全の重要性を考慮して定めなければならないものとする。こと。
(第十三条第一項関係)

二 支援機構は、一定の要件に該当する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案することができるものとする。こと。
(第二十一条の二第三項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。こと。

第五 都市再生特別措置法の一部改正

一 都市再生整備事業を施行しようとする民間事業者は、当該都市再生整備事業が都市の脱炭素化の促進に資するものであると認めるときは、民間都市再生整備事業計画に、緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備（緑地又は緑化施設の管理を効率的に行うための設備をいう。以下同じ。）及び再生可能エネルギー発電設備、エネルギーの効率的利用に資する設備その他の都市の脱炭素化に資する設備（以下「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の整備に関する事業の概要等の事項を記載することができ

るもの等とすること。

(第六十三条及び第六十四条関係)

二 民間都市開発推進機構は、一の事項が記載され国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の施行に要する費用の一部として、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用について支援等することができるとすること。

(第七十一条及び第七十一条の二関係)

三 立地適正化計画は、第一の三の1の基本計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする
こと。

(第八十一条関係)

四 都市再生推進法人の業務に、都市再生整備計画の区域における緑地等管理効率化設備又は再生可能エネルギー発電設備等の管理を行うことを追加するものとする
こと。

(第百十九条関係)

五 その他所要の改正をするものとする
こと。

第六 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする
こと。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする事。

(附則第二条及び第三条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする事。

(附則第四条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする事。

(附則第五条から第十九条まで関係)